

記者発表資料

2024年9月20日

大阪経済記者クラブ会員各位

## 「2025年度税制改正に関する要望」建議について

～ 新たな成長のための投資促進、事業承継支援など 44項目を要望 ～

〔問合せ先〕大阪商工会議所 総務企画部企画広報室  
(青柳、稲継、竹久)  
TEL: 06-6944-6304

- 大阪商工会議所は、「**2025年度税制改正に関する要望**」を本日付で内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣はじめ政府関係機関や与党幹部、大阪府・大阪市などへ**建議**する。
- 本要望では、「デフレ脱却の好機を迎え、再生から新たな成長ステージへと移行すべきタイミング」との認識のもと、「**新たな成長のための投資促進**」を重点テーマとし、「**設備投資を促進する税制の延長・拡充を求める**」ほか、イノベーション創出やスタートアップへの投資、万博レガシー実装、人的資本投資などに対して税制面での強力な後押しを求めている。
- 要望事項は、「Ⅰ. 新たな成長のための投資促進」「Ⅱ. 経営リソースを次世代に引き継ぐ中小企業の事業承継・M&A 支援」「Ⅲ. 中小企業の持続的なビジネス環境整備」「Ⅳ. 大阪府・市への要望」と4本柱、44項目、うち新規18項目の要望とした。
- 本要望は、税制委員会(委員長=西村貞一・㈱サクラレパスホールディングス代表取締役社長)が会員の声等をもとに検討を重ね、来年度税制改正大綱への反映をめざし取りまとめたもの。

<重点要望項目>

### I. 新たな成長のための投資促進

- 能力拡大や生産性向上に向けた設備投資促進

- ・ **深刻な人手不足を乗り越え、生産性を高めていくため、設備投資促進に資する税制の延長・拡充・手続き改善などを最重要項目として要望。**

※要望に挙げている「中小企業投資促進税制」「中小企業経営強化税制」「償却資産に係る固定資産税の軽減措置」「地域未来投資促進税制」は、いずれも2024年度末に期限切れとなる。

<上記税制の利用実態・会員企業の声等>

中小企業投資促進税制: 「手続きが簡素で使いやすい」との声。年間5万件の適用実績あり。

中小企業経営強化税制: 中小企業投資促進税制より減税メリットは大きいですが、煩雑な手続きがハードルに。

償却資産に係る固定資産税の軽減措置: 赤字企業にも課税されることから、多くの中小企業に影響。

地域未来投資促進税制: 適用要件は複雑だが、中小企業以外も利用可能で地域経済にインパクトあり。

- 高い技術力を活かすイノベーション・スタートアップへの投資促進

- ・ **万博に出展した開発段階の製品・サービスの社会実装等に対する税制優遇措置の創設を新たに要望。**
- ・ また、より多くの企業がイノベーション創出に向けて取り組めるよう、「イノベーションボックス税制」「オープンイノベーション税制」「エンジェル税制」の拡充を要望。

- 企業価値向上に向けた人的資本への投資促進

- ・ **「賃上げ促進税制」の控除率・控除上限の大幅な拡大**等を求めるほか、引き続き人材育成の促進に向けた税制優遇や、「年収の壁」問題の解消を要望。

## Ⅱ. 経営リソースを次世代に引き継ぐ中小企業の事業承継・M&A支援

### ○ 事業承継支援

- ・ 事業承継税制の一般措置の拡充を引き続き訴えるとともに、本制度の適用を受けるために後継者が今年12月末までに役員に就任しなければならないとする「役員就任要件の撤廃または緩和」を強く要望。
- ・ 「相続時精算課税制度」につき、直系以外の承継が増えている実態に鑑み、適用対象拡大を要望。

### ○ M&A 支援

- ・ 中堅・中小企業のM&A促進に資する「経営資源集約化税制」の手続き要件緩和などを要望。

## Ⅲ. 中小企業の持続的なビジネス環境整備

- ・ 中小企業の法人税率の軽減措置の延長を要望。
- ・ 地域活性化に資する「企業版ふるさと納税」の延長・拡充（本社所在地の対象化等）を新たに要望。
- ・ 激甚化する災害への備えを念頭に置いた「地方拠点強化税制」「中小企業防災・減災投資促進税制」等の拡充を要望。
- ・ 起業・創業や事業再生等の支援を要望。

## Ⅳ. 大阪府・市への要望

- ・ 大阪・関西万博に出展した中小企業・スタートアップ等の開発段階の製品・サービスの社会実装等を支援する事業を創設し、企業版ふるさと納税の対象化とすることを新たに要望。

以上

<添付資料> 「2025年度税制改正に関する要望」

# 2025 年度 税制改正に関する要望

大阪商工会議所

The Osaka Chamber of Commerce and Industry

2024 年 9 月

# 目次

◆基本認識 .....	1
-------------	---

## ◆要望内容（全44項目、うち新規（★）18項目）

I. 新たな成長のための投資促進 .....	2
------------------------	---

### 1. 能力拡大や生産性向上に向けた設備投資促進

- (1) ★中小企業投資促進税制の延長・拡充
- (2) ★中小企業経営強化税制の延長・拡充
- (3) 償却資産に係る固定資産税の廃止、もしくは軽減措置の延長・拡充
- (4) ★地域未来投資促進税制の延長・拡充

### 2. 高い技術力を活かすイノベーション・スタートアップへの投資促進

- (1) ★イノベーションボックス税制の拡充
- (2) ★オープンイノベーション促進税制の拡充
- (3) ★2025年大阪・関西万博のレガシー創出に向けた税制優遇措置の創設
- (4) ★エンジェル税制の拡充

### 3. 企業価値向上に向けた人的資本への投資促進

- (1) ★賃上げ促進税制の拡充
- (2) 人材育成を促進する税制措置の創設・拡充
- (3) 年収の壁問題解消に向けた税・社会保険制度の一体的見直し

### 4. 国内投資促進に向けた海外投資収益の資金還流促進

- (1) ★外国子会社配当益金不算入制度の拡充
- (2) ★還流した資金による国内投資に対する上乗せ措置の創設

II. 経営リソースを次世代に引き継ぐ中小企業の事業承継・M&A支援 .....	6
--	---

### 1. 事業承継支援

- (1) ★事業承継税制の拡充
- (2) 従業員承継時の株式取得にかかる税負担の軽減
- (3) 株式集約化に向けた同族株主判定の範囲の見直し
- (4) ★相続時精算課税制度の拡充

### 2. M&A支援

- (1) 事業資産の譲渡益にかかる税負担の軽減
- (2) 経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の拡充

**1. 中小企業の経営基盤強化支援**

- (1) 法人税軽減措置の延長
- (2) 交際費課税の特例措置の拡充
- (3) 欠損金繰越控除制度の拡充
- (4) 建物等の償却資産における減価償却方法の見直し
- (5) ★企業版ふるさと納税の延長・拡充

**2. 災害等に備える事業継続力強化支援**

- (1) ★地方拠点強化税制の拡充
- (2) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充
- (3) 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長

**3. 起業・創業促進**

- (1) 起業・創業資金に係る贈与税非課税枠の創設
- (2) ★起業・創業後の成長に向けた課税負担軽減

**4. 再生支援**

- (1) ★税・社会保険料の「換価の猶予」の期間の延長
- (2) ★資産の評価損益の計上要件の緩和

**5. 中小企業に対する過重な税負担、不公平な制度への反対**

- (1) 外形標準課税の中小企業への適用拡大の反対
- (2) 同族会社の留保金課税の強化の反対
- (3) 事業所税の廃止
- (4) 印紙税の廃止
- (5) 二重課税の見直し

**6. 納税環境の改善**

- (1) インボイス制度対応支援
- (2) 電子帳簿保存法改正に伴う対応支援
- (3) 企業の納税事務全般の負担軽減
- (4) 制度の普及・促進

- (1) 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
- (2) 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ
- (3) 中小企業に対する事業所税の負担軽減
- (4) ★万博レガシー創出に向けた企業版ふるさと納税制度の活用

## 基本認識

---

- ・日本経済は今、デフレ脱却の好機を迎え、再生から新たな成長ステージへと移行すべきタイミングにある。この萌芽を確実に育てていくためには、企業による変革やイノベーション、また生産性向上のための設備投資を強力に促進し、変革を後押しすることが何より重要である。
- ・極度の人手不足にある現状に鑑み、省力化・生産性向上に向けた設備投資はもとより、成長分野への参入やイノベーション創出のための投資、また高い技術が競争力の源泉であるスタートアップへの投資等によって、新たな成長の道筋を創られたい。さらに、2025年大阪・関西万博に出展された技術やサービスの社会実装、それらを担う人材への投資等も肝要。
- ・一方、価値ある経営リソースを次世代に引き継ぎ、サプライチェーンを維持・強化するため、事業承継やM&Aに対する支援も不可欠。
- ・さらに、中小企業の防災・減災のための投資、起業・創業の促進、事業再生等、中小企業のビジネス環境整備に資する税制面からの支援も引き続きお願いしたい。
- ・かかる観点から、政府・与党は、2025年度税制改正において、以下の項目の実現に特段の配慮を払われるよう強く要望する。

# I. 新たな成長のための投資促進

## 1. 能力拡大や生産性向上に向けた設備投資促進

### (1) ★中小企業投資促進税制の延長・拡充 《2024 年度末で期限切れ》

【税制概要】 機械装置等を取得等した場合に特別償却（30%）または税額控除（7%）

※資本金 3,000 万円超の中小企業は税額控除が選択できない

- ★省力化・生産性向上に大きく寄与する、ソフトウェアの投資下限額（現行：70 万円）を 30 万円に引き下げ
- ★税額控除の対象を資本金 3,000 万円超の中小企業にも拡充

### (2) ★中小企業経営強化税制の延長・拡充 《2024 年度末で期限切れ》

【税制概要】「経営力向上計画」に基づく設備投資につき、即時償却または税額控除（10%）

※資本金 3,000 万円超の中小企業は税額控除 7 %

- ★税額控除率の引き上げ
- ★省力化・生産性向上に大きく寄与する、ソフトウェアの投資下限額（現行：70 万円）を 30 万円に引き下げ
- ★対象設備に「建物」を追加
- 経営力向上計画認定と要件確認の窓口の一本化・電子化等、適用手続きを簡素化

### (3) 償却資産に係る固定資産税の廃止、もしくは軽減措置の延長・拡充

《2024 年度末で期限切れ》

- 償却資産に係る固定資産税を廃止  
※償却資産、特に機械装置に対する固定資産税は国際的に見ても稀な税制
- 少なくとも、軽減措置については、設備購入後の「先端設備等導入計画」申請や、電子申請を認める等、手続きを柔軟化したうえで延長

## **(4) ★地域未来投資促進税制の延長・拡充 《2024年度末で期限切れ》**

【税制概要】地域の成長発展の基盤強化に資する設備投資を行う場合に、特別償却（50%）または税額控除（5%）

- ★「連結会社」要件の撤廃  
※現行は、連結会社全体の減価償却費を合算し、設備投資額が前年度減価償却費の20%以上であることが要件
- ★地域経済牽引事業計画の承認前の着工を認める等、承認スケジュールを緩和

## **2. 高い技術力を活かすイノベーション・スタートアップへの投資促進**

### **(1) ★イノベーションボックス税制の拡充**

【税制概要】国内で自ら研究開発した知的財産（特許権、AI関連のソフトウェアの著作権）から生じるライセンス所得・譲渡所得に対し、所得控除（30%）

- ★実用新案から生じる所得も対象にできるよう、制度を拡充

### **(2) ★オープンイノベーション促進税制の拡充**

【税制概要】オープンイノベーションを目的としたスタートアップ株式の取得費用を所得控除（25%）

- ★新規株式発行の場合の出資要件について、中小企業の出資金額の下限（現行：1,000万円）を500万円に引下げ

### **(3) ★2025年大阪・関西万博のレガシー創出に向けた税制優遇措置の創設**

- ★万博に出展した開発段階の製品・サービスの社会実装や、万博を通じて得られた来場者データ等を活用した新製品・サービスの開発等を行う場合の研究開発税制の上乗せ措置の創設
- ★万博に出展したスタートアップを対象としたオープンイノベーション促進税制の上乗せ措置の創設

## (4) ★エンジェル税制の拡充

【税制概要】スタートアップ投資を行った個人に対する所得控除等の税制優遇措置（個人版エンジェル税制）

- 個人版エンジェル税制の対象となるスタートアップの要件を緩和（資本要件や試験研究費に関する要件等）
- ★個人版エンジェル税制について、株式譲渡益を元手とする再投資期間の要件を、同一年内から複数年に延長
- ★「法人版エンジェル税制」（仮称）を創設し、法人によるスタートアップへの小規模投資の一定割合を所得控除

## 3. 企業価値向上に向けた人的資本への投資促進

---

### (1) ★賃上げ促進税制の拡充

- ★賃上げ促進税制の控除率・控除上限の大幅な拡大等  
※現行は、控除率：最大45%、控除上限：法人税額等の20%。
- ★中小企業向け賃上げ促進税制において、継続雇用者の給与等支給額での計算も選択可能とする  
※現行は、「全雇用者の給与等支給額」で計算することになっており、賃上げをしても雇用者が減る等で条件を満たさない場合がある。

### (2) 人材育成を促進する税制措置の創設・拡充

- リカレント教育推進のため、企業が従業員に対して支給する学位や資格等の取得応援金等、給与所得と見做され課税対象となっているものの一定額を非課税化
- 現在の業務に必要な技術習得や資格取得に限定された特定支出控除の適用基準を緩和し、給与所得者のリスクリングに関連する費用を対象化
- 能力開発控除（仮称）を創設し、求職・失業者が学び直しをする場合の費用を、再就職後の収入から複数年にわたって控除
- 外国人従業員の採用活動費や教育訓練費等の一定額を税額控除

### **(3) 「年収の壁」問題解消に向けた税・社会保険制度の一体的見直し**

- 賃金の上昇により就労調整が生じないように、制度の一体的見直し

## **4. 国内投資促進に向けた海外投資収益の資金還流促進**

---

### **(1) ★外国子会社配当益金不算入制度の拡充**

- 外国子会社配当益金の全額不算入化（現行：95%不算入）
- ★外国子会社配当益金不算入の対象となる持株割合要件（現行：25%以上）を、持ち分法適用の対象となる20%以上に緩和

### **(2) ★還流した資金による国内投資に対する上乗せ措置の創設**

- ★外国子会社配当を国内に還流させて投資を行う企業に対する、既存の税制優遇（中小企業経営強化税制、中小企業向け研究開発税制、賃上げ促進税制等）における上乗せ措置創設

## Ⅱ. 経営リソースを次世代に引き継ぐ中小企業の 事業承継・M&A 支援

### 1. 事業承継支援

#### (1) ★事業承継税制の拡充

【税制概要】事業承継にあたり、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	<b>特例承継計画の提出</b> (2018年4月1日から2026年3月31日まで)	不要
適用期限	<b>10年以内の贈与・相続等</b> (2018年1月1日から2027年12月31日まで)	なし
対象株式	<b>全株式</b>	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	<b>100%</b>	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から <b>最大3人</b> の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	<b>弾力化</b> 雇用維持要件は実質撤廃され、雇用5年平均80%を下回る場合でも猶予税額は納付不要	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	<b>あり</b> 株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除	なし

- 事業承継税制一般措置の拡充（特例措置並みに拡充）
- ★役員就任要件を撤廃または緩和  
 ※現行は、後継者は承継時に役員就任後3年経過している必要があるため、2024年12月末までに役員に就任しなければならない。
- 提出書類に係る宥恕（ゆうじょ）規定の運用の明確化  
 ※宥恕規定とは、書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に特例措置を認める規定で、書類提出の不備等により、納税猶予が取り消されるリスクが制度利用の障壁となっている。
- 特例措置適用後の事務負担軽減（都道府県や税務署への提出書類の削減や一本化、特例措置適用5年経過後の報告手続きの簡素化等）

#### (2) 従業員承継時の株式取得にかかる税負担の軽減

- 評価より低額で自社株を取得した場合の贈与税を事業承継税制の対象化
- 金融機関から株式買取資金の融資を受けた場合の所得税減税（ローン減税の創設）

### (3) 株式集約化に向けた同族株主判定の範囲の見直し

- 核家族化が進む社会状況に鑑み、同族株主判定の範囲を「配偶者および3親等内の親族」に縮小

※現行は、6親等内の血族、3親等内の姻族。

※同族株主は株式取得時の評価方法が原則的評価方式となり、特例的評価方式（配当還元方式）に比べ株価が高くなる傾向にあり、株式集約にあたって障壁となっている。

<参考>

3親等の親族…曾祖父母、ひ孫

3親等の姻族…配偶者の曾祖父母、甥姪、ひ孫の配偶者 等

6親等の血族…いとこの孫、はとこ、等

### (4) ★相続時精算課税制度の拡充

【税制概要】2,500万円まで贈与税の納税猶予が可能（年110万円まで基礎控除）。贈与者死亡時に贈与財産と相続財産とを一括して相続税を計算・納税

- ★贈与者・受贈者の年齢制限の緩和や、叔父から甥等直系以外の適用等、対象者を拡大

※現行は、贈与者：60歳以上の父母・祖父母、受贈者：18歳以上の子や孫

## 2. M&A 支援

### (1) 事業資産の譲渡益にかかる税負担の軽減

※法人の事業資産譲渡益に対しては、法人税・法人事業税・法人住民税等が課され、経営者個人の株式譲渡益に対しては所得税・個人住民税が課されるが、一般に前者の方が税負担は重くなりやすい

### (2) 経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の拡充

【税制概要】経営力向上計画の認定を受けた中小企業が M&A を行う際、株式等の取得額の一定割合を積立金処理した場合に、その積立額を損金算入

- 事前の経営力向上計画の認定に代わり、事後のPMI計画での認定を可能とする

※経営力向上計画の認定は手続きが複雑であるうえスケジュール上の制約が大きい

## Ⅲ. 中小企業の持続的なビジネス環境整備

### 1. 中小企業の経営基盤強化支援

#### (1) 法人税軽減措置の延長 《2024 年度末で期限切れ》

【税制概要】中小企業の法人税率について、年間 800 万円以下の所得金額に対する税率を 19% から 15%に軽減

#### (2) 交際費課税の特例措置の拡充

- 全額損金算入可能な上限金額（現行：800 万円）の引き上げ
- 損金算入可能な飲食費総額の割合（現行：50%）の引き上げ
- 資本金 100 億円超企業を対象とする等対象企業の拡充

#### (3) 欠損金繰越控除制度の拡充

- 欠損金の繰越対象期間（現行：10 年間）の無期限化
- 欠損金の繰越控除制度について、中堅企業（資本金 10 億円以下）の欠損金の繰越控除上限（現行：50%）を 100%（中小企業同様）へ引き上げ
- 欠損金の繰戻還付の対象期間（現行：前事業年度）を前 2 事業年度以上に拡充

#### (4) 建物等の償却資産における減価償却方法の見直し（定率法の適用拡大）

- 一部の減価償却資産（建物付属設備、構築物）における定率法の適用

※減価償却方法における定額法の適用による償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結する

## **(5) ★企業版ふるさと納税の延長・拡充 《2024 年度末で期限切れ》**

【税制概要】企業が地方公共団体の実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った場合に、寄附額の最大約 9 割の税制優遇

- ★最大約 9 割の税額控除が受けやすくなるよう、控除条件を緩和
- ★本社所在地への寄附を対象化

## **2. 災害等に備える事業継続力強化支援**

---

### **(1) ★地方拠点強化税制の拡充**

【税制概要】東京 23 区から地方への本社機能（特定業務施設）を移転する「移転型」、地方の本社機能の拡充や地方から地方への本社機能を移転する「拡充型」につき、建物等取得額の特別償却または税額控除、雇用者増加数に応じた税額控除等

- 「拡充型」の対象に近畿圏・中部圏中心部を追加
- ★少なくとも、BCPの観点から、国が認定した事業継続力強化計画に沿った特定業務施設の整備については、「拡充型」の対象として近畿圏・中部圏中心部を追加

### **(2) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充**

《2024 年度末で期限切れ》

- 対象設備の拡充（蓄電池等）

### **(3) 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長**

《2024 年度末で一部期限切れ》

### 3. 起業・創業促進

---

#### (1) 起業・創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

- 起業・創業者の親族等から贈与された起業・創業資金について、1,000 万円  
の非課税枠を創設

#### (2) ★起業・創業後の成長に向けた課税負担軽減

- ★特定創業支援等事業による支援を受け、証明書の交付を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税・法人事業税・個人事業税等を減免

※特定創業支援等事業とは、市区町村又は創業支援事業者が創業を行おうとする者に行う継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく事業（大商開業スクール等）。大阪市では、会社設立時の登録免許税の軽減措置等がある。

### 4. 再生支援

---

#### (1) ★税・社会保険料の「換価の猶予」の期間の延長

- ★中小企業活性化協議会が関与し再生を進める企業については、猶予期間を再生計画と同じ3～5年に延長

※換価の猶予とは、税や社会保険料を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づいて差押え財産の換価（売却）が猶予され、猶予期間内に分割納付する制度。猶予期間は通常1年（最長2年）。

#### (2) ★資産の評価損益の計上要件の緩和

- ★資産の評価損益の損金または益金算入を、再生計画検討委員会による手続きを要さず、外部専門家による一定の基準に基づく評価で可能とする

※原則として法人の保有する資産の評価損益は損金または益金算入できないが、「民事再生法に規定する再生計画の認可の決定」があり、再生計画検討委員会による手続きがなされた場合などは、資産の評価換えに伴う資産評価損益を計上可能。

## 5. 中小企業に対する過重な税負担、不公平な制度への反対

---

### (1) 外形標準課税の中小企業への適用拡大の反対

### (2) 同族会社の留保金課税の強化の反対

### (3) 事業所税の廃止

### (4) 印紙税の廃止

### (5) 二重課税の見直し (消費税と印紙税、石油関連諸税 (揮発油税・石油石炭税等))

## 6. 納税環境の改善

---

### (1) インボイス制度対応支援

- 中小企業・小規模事業者・個人事業主等の対応状況等の調査・公表
- 事業者への周知徹底、対応支援

### (2) 電子帳簿保存法改正に伴う対応支援

### (3) 企業の納税事務全般の負担軽減

- 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等の統一
- 従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化

### (4) 制度の普及・促進

- 優遇税制措置や制度改正の周知強化

## IV. 大阪府・大阪市への要望

### (1) 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

### (2) 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

- ▶ 商業地等の負担水準の上限を 60%に引き下げ

※負担水準とは、前年度課税標準額の当年度価格に対する割合で、当年度課税標準額算出の根拠となるもの。一律に負担水準の上限を 70%まで引き下げる減額措置があり、条例により、さらに 60~70%の範囲で引き下げることが可能。

- ▶ 少なくとも中小企業については、東京都同様に軽減措置を創設

※東京都は 200 m<sup>2</sup>まで非住宅用地に対し税額を 2 割軽減。

### (3) 中小企業に対する事業所税の負担軽減

### (4) ★万博レガシー創出に向けた企業版ふるさと納税制度の活用

- ▶ ★大阪・関西万博に出展した中小企業・スタートアップ等の開発段階の製品・サービスの社会実装等を支援する事業を創設し、企業版ふるさと納税の対象化

以上